

次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について
(地域子育て支援拠点事業抜粋)

(5) 地域子育て支援拠点事業

① 基本事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の2第6項に規定される事業）

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、③のオに定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② ひろば型

ア 事業内容

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽につどい、相互交流を図る場を提供する。

イ 実施場所

(ア) 公共施設、空き店舗、公民館等、子育て親子が集う場として適した場所。

(イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

エ 機能拡充による子育て支援活動の展開を図るための取組

①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、別途評価の対象とする。

(ア) ひろばの開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（(6)に定める事業（保育所型を除く。））またはこれに準じた事業の実施

(イ) ひろばの開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業またはこれに準じた事業の実施

(ウ) ひろばを拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（(1)に定める事業）または養育支援訪問事業（(2)に定める事業）の実施

(イ) その他、ひろばを拠点とした市町村独自の子育て支援事業の実施

オ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、次の(ア)～(イ)に掲げる取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

(ア) 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組

(イ) 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間交流を継続的に実施する取組

(ウ) 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組

(イ) 公民館、街区公園（児童遊園）、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に職員が定期的に出向き、必要な支援や見守りを行う取組

カ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、ひろばを常設することが困難な地域にあつては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途評価の対象とする。

(ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

(イ) ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

(ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

③ センター型

ア 事業内容

地域の子育て支援情報の収集、提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた支援活動を展開する。

イ 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設のほか、効果的・継続的な事業実施が可能な場所。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

(ウ) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であつて、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

エ 地域支援活動

①に定める基本事業の実施に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っている団体等と連携し、以下の取組をすべて実施すること。

(ア) 公民館、公園などの公共施設等に出向き、親子交流活動や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。

(イ) 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、関係機関と連携・協力のうえ、当該家庭へ訪問するなどの支援を実施すること。
オ 経過措置（小規模型指定施設）

(7) 内容

従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、平成22年度において、評価の対象とする。

(イ) 実施方法

- a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。
- b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。
- c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- d 次の(a)～(c)の取組のうち2つ以上実施すること。

(a) 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

(b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ)のd(a)の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合については、別途評価の対象とする。

④ 児童館型

ア 事業内容

民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供する。

イ 実施場所

- (7) 児童館、児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって、子育て親子が交流し、集う場として適した場所。
- (イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

- (7) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。(ただし、夏休み等の長期休暇期間については、一般児童の利用も考慮して弾力的な運営を行って差し支えない。)
- (イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者(以下「担当者」という。)を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)
- (ウ) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。
- (エ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

エ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中高生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

⑤ 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

⑥ 留意事項

- ア 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
- イ 実施主体(委託先を含む。)は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。
- ウ 近隣地域の地域子育て支援拠点は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員(主任児童委員)、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。